

社民党の外交・防衛政策

09.10.15. 社民党副党首・参議院議員 又 市 征 治

はじめに

① 自衛隊の錚々たる幹部の皆さんに、わが党の外交・防衛政策の一端をお話する機会を頂き、感謝申し上げます。

さて、皆さんにはご理解頂いていると思うが、一部には「社民党は自衛隊を敵視している」との声があるようだが、これはたいへんな誤解だ。

ご承知のように、「再び戦争の惨禍が起こることのないようにすること」を決意した国民の総意に基づいて現憲法が制定されたが、今日まで繰り返しこの憲法を変えて、自衛隊を世界中に軍事展開させようという様々な策動があった。社民党は、社会党の時代からこれに一貫して反対してきたことは周知のとおりだ。憲法9条の存在とそれを守るわが党などの努力があつて、自衛隊が朝鮮戦争やベトナム戦争などにかり出されて人を殺したり殺されたりすることが今日までなかったことは、厳然たる事実である。だから、防衛庁幹部だった方々から「社民党には感謝している」と度々伺っている。

② 私たちは、個人の正当防衛権と同様、「専守防衛に徹した最小限の自衛力・自衛隊は合憲」だという考えに立っている。国土防衛の任務は重いものであり、本来、国民から敬意を表されて然るべきだ。しかし、憲法を改悪して自衛隊を海外に軍事展開させようという動きや、偏った歴史認識に立つ先の田母神発言などが繰り返されてきたために、自衛隊が正当に評価されていないのも事実であり、残念なことだと思う。

以上を前置きし、本題に入りたい。

1. 『社会民主党宣言』等における社民党の外交・防衛政策

① まず、わが党の外交・防衛政策の概要について。社会党の党名変更を含めて、1996年3月に社民党は第1回党大会を開催した。そして党の理念を明らかにした『社会民主党宣言』(以下『宣言』)を、2006年の第10回定期大会において決定した。

この『宣言』では、「Ⅰ 格差のない平和な社会を目指して」で、新保守主義の台頭により「世界的な規模で格差や不平等は拡大し、紛争やテロはやむことなく、戦争の危機は依然として除去されていません」と世界情勢を分析している。そして、「戦争を放棄し戦力を保持しないとした憲法を変え、日本を再び「戦争のできる国」へと回帰させることを否定します」と、あらためて憲法改悪に反対する姿勢を強調している。

さらに「Ⅲ 政策の基本課題 (6) 世界の人々と共生する平和な日本」では、外交の指針として「国連憲章の精神」、「憲法の前文と9条」を掲げ、平和外交の推進を訴えている。北東アジアの安全保障に関しては、「非核化と多国間の総合的な安全保障機構の創設」に取り組むことを明らかにしている。

自衛隊に関しては、「現状、明らかに違憲状態にある自衛隊は縮小を図り、国境警備・災害救助・国際協力などの任務別組織に改編・解消」と明記した。

② 当時、読売新聞は、これを「時代錯誤の非武装中立論への回帰」と論評した。社会党は「自・社・さ」による連立政権時代の 1994 年に与党として、自衛隊の存在に関して合憲論へと転換し、日米安保体制の意義についても肯定的に評価したことは事実である。その限りでは、『宣言』は自衛隊、日米安保条約に対する評価を変更したといえる。

その理由は、それ以降、95 年 11 月の「新防衛大綱」の決定、96 年の「日米の新ガイドライン」作成、99 年の新ガイドライン関連法案の成立等、自衛隊、日米安保条約の質的变化を示す動きが顕著となり、党の見解を変更する客観的事実が生まれてきたからである。このような事実経過を踏まえて「現状」という言葉が挿入されたのである。日米安保条約に関して『宣言』は、「日米安全保障条約は、最終的に平和友好条約へと転換させ、在日米軍基地の整理・縮小・撤去を進めます」と方向性を明らかにした。

③ 自衛隊の縮小・任務別組織への改編、あるいは日米安保条約の平和友好条約への転換は、国民的合意あるいは米国との合意が必要であり、政権をとったからといって一朝一夕にできるものでないことは自明のとおりだ。

重要なことは、自衛隊の組織改編や日米安保条約の平和友好条約への転換に向かって、一步一步前進する努力が必要だ。そうした観点からも、社民党は今回の総選挙にあたって発表した「マニフェスト」において、「肥大化した自衛隊の規模や装備を早期に必要な最小限の水準に改編・縮小」することや、「専守防衛」の理念を厳守し、イージス艦、空中給油機、軽空母や敵基地攻撃能力を持つ爆撃機などの攻撃的な装備の保有を抑制します」と主張してきた。

日米関係でも、沖縄の米軍基地の縮小・撤去、米軍再編問題、日米地位協定の全面改正など、当面の課題を一つひとつクリアしていく必要がある。

2. 憲法の平和主義は国連憲章を一步進めたもの

① さて、国民総意の不戦の誓いに基づく現憲法の成り立ちを、ここで見ておこう。

憲法前文は、国際社会の「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去」する努力が重要であること、そして日本一国だけではなく「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」との観点から、「自国のことのみ」に専念し他国を無視してはならない」と、国際主義の立場を明記している。

その上で、第 9 条第 1 項で、わが国は「国際紛争を解決する手段として」の「戦争と、武力による威嚇又は武力行使は、永久にこれを放棄する」と謳い、第 2 項で「戦力の不保持と国の交戦権の否定」を宣言していることは、ご承知のとおりだ。

② 憲法のこうした平和主義は、周知のとおり 1945 年の国際連合憲章をさらに一步進めたものだ。その国連憲章は、幾多の戦争、とりわけ 2 度の世界大戦の甚大な犠牲と深刻な反省に基づいて到達したものである。

国際人道法は、1899 年のハーグ平和会議以降、戦争のルール化から戦争自体の違法化へと着実に進んだ。すなわち 1920 年の国際連盟規約、1928 年の不戦条約を経て、特に第二次大戦

の甚大な惨禍を目の当たりにし、戦争犯罪を裁く極東国際軍事裁判などが起こされたように、「自衛目的を除く加盟国の武力行使を全面的に禁止」した国連憲章に結実したのである。

これを受け継いだ日本国憲法は、世界で初めて「平和的生存権」を重要な人権と前文に銘記した。そして戦争違法化の原則を積極的に活かし、第9条第2項で「戦力の不保持」を定めたのである。その意味で第9条2項は人類の叡智の到達点とも言える。

したがって、「紛争解決の手段として武力に訴えることは主権国家の正当な権利ではない」という国際法を具体化したのが憲法第9条ですから、その改悪は歴史の逆行であり、許してならないというのが社民党の一貫した姿勢である。

これは、憲法制定時の国民の総意であったし、今日でも、例えば今年5月2日発表の朝日新聞の世論調査では、憲法9条を「変えない方がよい」が64%に上り、「変える方がよい」は26%、わずか4分の1に過ぎないのである。

③ このように、日本一国のみならず全世界の人々の平和生存権を守るために、戦力を保持せず積極平和外交を進めると定めた、いわば21世紀の世界の憲法のモデルとも言われる現憲法を改悪しようというこれまでの政府・与党の言動は、憲法第99条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」という規定に反する、許されざる行為と言わねばならない。

3. 世界情勢の基本的認識と憲法の重み

① 今日、憲法を変えて戦争ができる国にする情勢には全くない。

私は、2003年の有事法制審議の際、小泉首相らに「東西冷戦時代でさえ不要であった有事(戦時)法制が今なぜ必要なのか、納得行く説明がない。そもそも憲法で戦争放棄を宣言している日本を一方的に攻撃しようとするれば、その国自身が世界中を敵に回し、滅亡する覚悟がいる。そのような愚かな国があるのか」と質したが、彼は壊れたレコードの如く「備えあれば憂いなし」と繰り返すだけで、答えられなかった。

かつて一方的にクウェートを侵攻し、また大量破壊兵器保有の疑いを持たれたイラク、そして9・11テロ事件を起こしたアルカイダを擁護したアフガニスタンは、その善し悪しは別に、多国籍軍によって壊滅的打撃を受け、政権が崩壊した。まして、憲法9条で戦争放棄を宣言している日本をどこかの国が一方的に攻撃すれば、その国は世界中を敵に回し、壊滅することは必定な国際情勢である。

つまり憲法9条は、どの国も日本を一方的に侵略も攻撃もできない大きな防御力なのだ。日本が敵対・挑発しない限り、そんな愚かな企てをする国はない。

② 逆に、武力行使を認めて集団的自衛権の行使を容認すれば、この前提は崩れる。

もし日本がアジアで米国の戦争に参加した場合、「どうせやられるならば先に」と敵対国が決断すれば、その国は当然自衛隊と在日米軍の基地及び原子力発電所を狙うであろう。原発が1基爆砕されると広島型原爆の1000倍以上の被害が生じる。もし北陸地方の24基の原発が空爆されると、連鎖爆発で日本の中央部は壊滅状態となることは明らかだ。「緊急炉心停止装置が働くから大

丈夫だ」との反論があるが、放射能漏れは防げず、いずれにせよ偏西風の吹く日本の壊滅的事態は避けられない。そこで次にMD(ミサイル防衛)システムが必要だという主張が出てくるが、発射から5~10分で飛来するミサイルを撃ち落とすのは、ピストルで銃弾を撃ち落とすと言うに等しく、不可能である。

そもそも政府は、憲法9条によって攻撃される恐れはないと確信したからこそ、東西冷戦時代から原発という危険な火薬庫を55基も造成してきたのである。憲法を変えて戦争のできる国にして壊滅の危機を呼び込むなどというのは、愚の骨頂であろう。

4. 北朝鮮の瀬戸際外交の原因と対処

① では、北朝鮮のミサイルや核の脅威をどう考えるか。

そもそも1992年の南北会談で朝鮮半島の非核化を宣言していた北朝鮮が、なぜ方針転換したのかである。それは、米国のブッシュ政権が2002年の一般教書演説でイラク、イラン、北朝鮮を「悪の枢軸」と決め付け、国連憲章2条(体制転覆の禁止)に反する先制攻撃論を宣言したことが大きな原因である。現にイラクが大量破壊兵器保有の疑いで米国などに攻撃され壊滅した。だからイランや北朝鮮は「次は自分の番だ」と身構え、核開発に走ったのである。彼らに言わせれば、米国の先制攻撃への自衛措置というわけである。

余談だが、米国が自ら1000回を越える核実験を行い、そして米・露・英・仏・中以外の国の核兵器保有は認めないとしながら、核軍縮を進めるNPT(核拡散防止条約)に反してイスラエル、インド、パキスタンなどの核保有を追認してきたダブルスタンダードのツケが回ってきたと言えよう。自分の核武装はよいが他人のそれは認めないというのは、誰が考えても理不尽ではないか。

② もちろん、北朝鮮のミサイルや核実験は、いかなる国の核実験にも反対し核廃絶を目指してきたわが党の方針からしても、また2002年の『日朝平壤宣言』や2005年の『6か国共同声明』にも反して北東アジアの平和と安定を脅かす行為であり、断固反対である。

だから私たちは、国連安保理が国連憲章41条に基づいて非軍事的制裁に限定した決議を採択し、北朝鮮が国連加盟国として国連安保理の決議に従い、ミサイルと核実験を二度と行わないように求める決定を当然支持してきた。ただ、制裁の目的化や軍事的圧力だけでは事態の打開はできない。国際社会がこの決議で厳しい姿勢を示しつつ、北朝鮮を6か国協議に復帰させる柔軟かつ積極的な外交努力が求められる。

③ 私は、2003年、党の代表団で韓国を訪問し、金大中・盧武鉉両氏と会談する機会を得た。新旧両大統領は、「北の経済力は韓国の25分の1(日本のGDPの200分の1)で、そこに2300万人が食糧不足に喘いでいる。いま北は、米国の『悪の枢軸』名指しと先制攻撃論で緊張を高めている。軍事的圧力でなく対話で『北の体制尊重と経済援助と核開発放棄』を一体で解決すべきだと我々は米国を説得している。もし軍事的圧力で北を暴発させれば朝鮮半島は火の海になる。また北の体制が崩壊すれば、何百万もの難民が韓国(や中国、ロシアなど)に押し寄せ、経済は破綻する」と力説された。つまり、米国が先制攻撃論を撤回し、米・朝が「相互主権の尊重・平和共存・国交正常化」に合意することこそが問題解決の道だという認識であった。私たちも全く同感である。

この点は、中国をはじめ6か国協議の粘り強い努力で、2005年の「6か国共同声明」で前進した。その後、行きつ戻りつしているが、北朝鮮は米国をはじめ5か国が「北の体制尊重と経済援助」の具体策を示せば、疲弊する国情—GDP約2兆5千億円を2300万人で割れば約10万8000円の平均年収で、実際の生活は一日200～300円という状態—では体制が維持できない。これ以上軍拡はできないというのが本音だろうから、問題解決は可能であろう。それが外交というものだ。逆に追い詰めれば暴発しかねないのである。

去る5月25日の核実験も米朝協議の督促の側面が強いと思うが、これを掛け違ふと本当に核保有国に突き進みかねない。オバマ政権の冷静な宥和外交が求められる。

5. 拉致問題の解決は誠意ある国交正常化交渉の中で

① もう一つ、北朝鮮との間には拉致問題がある。拉致は人権侵害の国家犯罪であり、断じて許すことはできない。だからと言って、「拉致問題の解決無くして国交正常化なし」という姿勢ではそれこそ埒があきません。これには歴史問題が絡んでいるからだ。

ご承知のように、日本は、1910年の日韓併合以来、朝鮮半島を植民地支配し、様々な蛮行を重ねてきた。何十万もの人々を日本へ強制連行(拉致)してトンネル工事や炭鉱などで酷使し、また多数の若い女性を従軍慰安婦として戦地を連れ回す戦争犯罪を犯した。

敗戦後、政府は、ソ連、韓国、中国はじめアジア各国に対して一定の戦争の謝罪と経済援助をもって国交を正常化してきたが、北朝鮮に対しては100年に及ぶ今日まで植民地支配の謝罪も国交正常化もせず、敵対関係のままである。だから、国連加盟192か国中唯一「最も近くて最も遠い国」である。これは、韓国の金大中元大統領も厳しく非難された。

② 日本政府がこうした過去の過ちに目を閉ざし、敵対関係の中で引き起こされた拉致事件で北朝鮮を糾弾していることに対して、国際社会は厳しい目を向けている。例えば、2007年以降、米国下院、カナダ下院、欧州議会、韓国国会などが「従軍慰安婦問題で日本政府に公式に謝罪と補償を求める決議」を採択した。もし北朝鮮が国連の場に植民地支配下の強制連行や従軍慰安婦問題の実相を持ち出せば、日本こそ世界中の糾弾を浴びるであろう。

だから、拉致事件の早期解決(全容解明と全員の帰国、謝罪・補償)のためにも、日本は植民地支配の謝罪・補償を前提に二国間対話、国交正常化交渉を急ぐべきなのである。

しかし、これまでの政府・与党はむしろ拉致事件で反北朝鮮感情を煽り、日米軍事一体化と憲法改悪に利用してきた。だから6か国協議の中でも日本は孤立しているのである。

6. 日本の国際貢献のあり方

① 憲法前文の規定からも、世界第2位の経済大国・日本の国際貢献は当然である。私たちは、平和憲法を持つわが国としては、紛争予防の外交努力、発展途上国へのNGO(非政府組織)活動への支援やODA(政府開発援助)による教育・医療衛生・食糧農業・社会福祉・経済建設の援助、大規模災害などへの緊急援助隊の派遣、紛争後の選挙監視や社会建設への国際平和協力隊の派遣などを、非軍事組織とNGOの協力で積極的に行うべきだと主張してきた。

しかし、今日まで叫ばれてきた「国際貢献」論は、自衛隊を海外で軍事的に活用するための隠

れ衰として主張される面が強いと言わねばならない。

冒頭述べたように、日本は、戦後 60 年余り、いかなる国や地域の紛争にも武力介入せず、一人も殺さず殺されることもなかった。また武器輸出も核武装もせず、経済発展で生み出された経済力の一部をODAなどの支援に充ててきた結果、世界の中で一定の尊敬と信頼を勝ち得てきたのである。この道をこそ発展させるべきである。

こうした観点から、私たちは、迷彩服の自衛隊ではなく、一部を非軍事組織であるブルーベレーの緊急災害援助隊や国際平和協力隊に改編してこれに当たるべきだと主張してきたのである。

② もう一つ、日本の国連安保常任理事国入りについてどう考えるか。世界の平和を創造する国連の機能と役割を強化するために、日本が役割を果たすこと自体は賛成である。

しかし、そのためには第1に、憲法9条の精神を堅持してそれを積極的に国連に反映し、決して武力行使やその後方支援には加わらないこと、第2に、アジア諸国への侵略と植民地支配の歴史を踏まえて各国の理解を得、アジアの平和と安定に貢献すること—この2点を衆・参両院で決議するなど、国内外にわが国の指針を明らかにすることが重要である。

しかし現実には、歴代自民党内閣がひたすら米国に追従し、またその歴史認識と外交姿勢がアジア諸国の不信と警戒を招き、「日本が常任理事国になっても、アジア地域を代表せず米国の一票が増えるだけだ」と批判されてきたのである。これでは常任理事国入りは望むべくもない。私たちの上記の主張の実現が求められる。

7. オバマ米国大統領の外交・安全保障政策

① ところで、今年 1 月に大統領に就任したオバマ氏は、ブッシュ前大統領に対する世論の失望が大きかっただけに、世界的に注目も期待も集めている。

発達した資本主義国を代表する大国であり、世界各地に巨大独占企業が進出している米国の外交・安全保障政策は、大統領といえども個人的な意向で直ちに左右できるものではないが、しかし 9・11 テロ後の米国のなりふり構わない「反テロ」戦争、とりわけイラクへの侵攻が大義なきものであることが明らかになるにつれ、米国への批判的トーンが強くなり、オバマ大統領には適切な対応が求められてきた。

オバマ大統領の外交・安全保障政策の特徴は、第 1 に 9 月の国連総会での一般討論演説で述べたように、外交の基本的枠組みを国際協調主義、国連重視に転換したことである。

第2に核軍縮への強い意思表示である。オバマ大統領は4月にチェコの首都プラハで、安全保障政策における核兵器への依存度を下げ、「核兵器のない世界に向けた具体的な措置をとる」と宣言した。

このようなオバマ大統領の姿勢を受けて国連安保理事会は、9月24日に核軍縮・不拡散をテーマにした初めての首脳級の会合を開催した。この会合では、米国が提案した決議が採択された。決議は、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティといった主要分野を広くカバーしたもののだが、核軍縮の項目ではNPT(核不拡散条約)の目標に沿って、すべてにとってより安全な世界を追求し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築することへの決意が表明されている。また非核兵器地帯条約締結への動きを歓迎・支持し、非核兵器地帯が核不拡散体制を強化し核軍

縮に貢献することを確認し、従来、米軍の行動を拘束する非核地帯には賛同してこなかった米国の方針を転換したものとなっている。

② こうしたオバマ大統領の姿勢は、いまだ具体性に欠ける部分も多くあるが、ブッシュ前大統領には見られなかったものであり、世界的な核軍縮への期待を大きく膨らませている。

しかし他方で、大統領選挙最中からオバマ大統領はアフガンへの増派を公言してきた。今年 3 月には 21,000 人を増派したが情勢が好転する兆しは見られず、1～9 月の米軍の戦死者数は 220 人を超え、昨年 1 年間の戦死者 150 人を大きく上回っている。さらなる増派が行われるかどうか注目されている。

アフガン問題へのオバマ大統領の対応を見ると、9・11 テロに対する報復という執念から彼も逃れられないのかと疑わざるを得ない。事実、ゲーツ国防長官は 1 月にアフガンにおける目標を「テロ組織がはびこり、米国や同盟国へのテロ攻撃の拠点とならないようにすることが第一の目的だ」と述べている。武力によってテロを根絶することはできないことを悟るために、あと何人のアフガニスタン人が殺され、あと何人の米国の青年が亡くならなければならないのだろうか。

今後、インド洋における給油活動の問題、米軍再編、沖縄における米軍基地の縮小等が、連立政権のなかで議論され、米国との交渉案件としてクローズアップされてくる。そこでの米国の態度が、少なくとも日本にとって、オバマ政権の外交・安保政策が本当に従来と変化したものであるかどうかを示すことになるだろう。

8. 社民党の平和創造政策

① 以上、日本の外交・防衛上の認識について申し上げてきた。

要約すれば、第 1 に、わが国憲法の平和主義は、戦争違法化の原則に立つ国連憲章を国民の総意でさらに進めたものであり、これを後退させてはならない。

第 2 に、東西冷戦構造が崩壊し、平和を目指す国際協調が進んだ今日、憲法 9 条で戦争放棄を宣言しているわが国が一方向的に攻撃を受ける脅威は存在しない。

第 3 に、逆に憲法を変えて戦争ができる国に転換すれば、戦争に巻き込まれ壊滅の危険が増大する。

第 4 に、脅威と騒がれる北朝鮮との関係については、過去の植民地支配の謝罪と補償を前提に誠実に国交正常化交渉を進め、6 か国協議に臨むべきである。

第 5 に、国際貢献は憲法理念に基づき非軍事・文民・民生分野で積極的に進めるべきだ—ということを申し上げてきた。

② 私たちは、こうした認識に基づき、「憲法を現実に合わせるのではなく、現実を憲法理念に着実に近づける」ために、次のような平和創造政策の実現を図り、日本が 21 世紀の世界の平和構築に積極的な役割を果たすべきだと考える。

(1) 北東アジアに信頼と協調による多国間の総合安全保障機構を創設し(当面、日本、韓国、朝鮮、中国、モンゴル、ロシア、カナダ、アメリカを想定)、国際紛争が生じた場合は平和的話し合い、武力不行使を前提とする。

併せて北東アジアの非核地帯化の共同宣言を実現する(当面、日本、韓国、朝鮮、モンゴル)。

- (2) この進展の中で、日米安保条約を平和友好条約に転換する。また在日米軍基地を縮小・撤去していく。
- (3) これを前進させるために、日本は「非核・不戦国家宣言」を衆・参両院で決議し、国連総会で認知を求める(同様の立場をとる国を広げていく)。
- (4) そして、世界第5位の軍事費という違憲状態にまで肥大化した自衛隊の規模や装備は、当面、領海・領空・領土を越えて戦闘する能力を削減して改編・縮小し、名実共に「専守防衛」に徹する(将来的に、国境警備、国土防衛、災害救助、国際平和協力などに改編)。

(『21世紀の平和構想』(2001年5月)の要約)

③ わが党は、この『平和構想』を韓国、中国、モンゴルなどの首脳との会談で提起し、基本的に賛同を得てきた。その成果は、例えば2005年の『6か国共同声明』の第4項に、「6か国は、北東アジア地域の永続的な平和と安定のための共同の努力を約束した。…6か国は、北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策について探求していくことに合意した」と明記された。こうしたわが党の先見性と外交努力はますます重要になっていると確信している。

【以上は、09.5.29 防衛省防衛研究所における講演内容を加筆修正したものです】

【補論】

連立政権の外交・防衛政策に触れて

① 民主党の外交・防衛政策には平和団体から様々な懸念が表明されている。

たしかに多くの留保条件付きとはいえ憲法改正については前向きであり、自衛隊の海外派遣についても、総選挙を意識してこの間反対してきたが、国連からお墨付きがあればゴーサインを出すのではないかと疑念を持たれている。

実際、連立政権の政策協議において、外交・防衛政策は他の項目と比較すれば多くの時間が費やされた。

三党協議の成果は、社民党、民主党、国民新党で合意された『連立政権樹立に当たっての政策合意』の「9. 自立した外交で、世界に貢献」と「10. 憲法」にまとめられた。

政党の成り立ちと支持層の違いから、この分野において完全に統一的立場をとることは困難だと言わざるを得ない。したがってどこまで統一歩調がとれるかがポイントとなる。その意味で、憲法の三原則遵守を明記したことは、当然のこととはいえ大きいと言えよう。

② 連立政権の当面の課題は、インド洋における給油活動の打ち切り、米軍再編の見直し、沖縄の米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の改定、「思いやり予算」の削減である。

インド洋沖における給油活動については明記されなかったが、民生分野の支援強化で給油活動は打ち切りの方向を確認し、また沖縄の基地問題や米軍再編に関しては『政策合意』の中で「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」と明記された。

そして核軍縮についても「包括的核実験禁止条約の早期発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の早期実現に取り組み、核拡散防止条約再検討会議において主導的な役割を果たすなど、核軍縮・核兵器廃絶の先頭に立つ」と前向きな態度を鮮明にした。

③ 外交・防衛政策は、相手国のあるテーマだから、変更にはそれなりの手順と時間が必要である。また前述したように、この分野での三党間の隔たりは小さくないので、粘り強い話し合いが必要となる。そしてこのテーマは世論の動向が大きな影響を与えるので、与党間の協議だけではなく、具体的な大衆運動の強弱が帰趨を決することに留意しなければならない。